

日曜木曜六月二十二年

(二)

時事新報

失の利害と何ぞ異なる所あらんや法律を解するを解せ
ざるとは私有の得失より、其文章の解し難きは煙硝

が政府は内に法制を整へ外に文明を示さんがあらんが爲め先年來法律の編纂に從事し日に幾條は是非とも譲了せねばならぬとまで約束を定めて晝夜兼行非常の勉強をすし還に此程は至りて殆んど大成を告げ来る七月頃を期付ては初より世間の評判よ掛り國俗民情と適合する様法律を組立てんとするは難中の至難事なる可しと言雖被布せらるべしといふ切みの法律編纂を取急ぐみどくせしがいよく發布間近より差迫りて近頃法學士會は私

法律の簡條を知らす其佛蘭西主義と獨逸主義と何れの邊を調合したものあるや都て之を知る由なれば

暫く慎んで譲せざれども抑も法律の貴ぶ所は第一法律

の定むる通りに行はるゝ事はなり例へば從來既存の

法律とても條理の正面より事の爲めに制定せられて筆法を狂ぐべき筈に非されども積年因習の効

す事あるが事の官民雙方に關する争とされば通信を

許さる所よ通信の道を開き行政部の内意往々その効

力を奏するのみもあきに非すと云ふ又或は官尊民卑の

風氣は法律取扱の邊にも行はれ例へば法の正面より見れば同一様の場合よりも平民なれば颶々と朝廷に呼

出し颶々と幕問して至極無造作なれども政府の貴顯とあれば中々鄭重にして容易に召喚等のふともなく先づ

て書類を交換する可らず即ち人民は悉く學者よ非され

ば法律の文句の平易として何人にも解し易き様颶々の付ても深く心を用ひ華ありて實なきの讀を避けざる者如せしめざる可らず即ち人民は悉く學者よ非され

ば法律の文句の平易として何人にも解し易き様颶々の付ても深く心を用ひ華ありて實なきの讀を避けざる者

は法律の文句の平易として何人にも解し易き様颶々の付ても深く心を用ひ華ありて實なきの讀を避けざる者

の火の用心を漢文記すに異あらず實より恐る可らずとされば今度發布す可き法典も其主義條目の完不完よりは寧ろ此邊に注意するふと人事より適切なる用心といふ意見書を製して延引の儀を説き其他朝野の士人中に新法の速成急務と不利とする者あるよしなれども事の施行如何ある可さや我輩の知らざる所なり又我輩は新法の簡條を知らす其佛蘭西主義と獨逸主義と何れの邊を調合したものあるや都て之を知る由なれば

暫く慎んで譲せざれども抑も法律の貴ぶ所は第一法律

の定むる通りに行はるゝ事はなり例へば從來既存の

法律とても條理の正面より事の爲めに制定せられて筆法を狂ぐべき筈に非されども積年因習の効

す事あるが事の官民雙方に關する争とされば通信を

許さる所よ通信の道を開き行政部の内意往々その効

力を奏するのみもあきに非すと云ふ又或は官尊民卑の

風氣は法律取扱の邊にも行はれ例へば法の正面より見れば同一様の場合よりも平民なれば颶々と朝廷に呼

出し颶々と幕問して至極無造作なれども政府の貴顯とあれば中々鄭重にして容易に召喚等のふともなく先づ

て書類を交換する可らず即ち人民は悉く學者よ非され

ば法律の文句の平易として何人にも解し易き様颶々の付ても深く心を用ひ華ありて實なきの讀を避けざる者

は法律の文句の平易として何人にも解し易き様颶々の付ても深く心を用ひ華ありて實なきの讀を避けざる者

法律第十六號

明治廿二年六月四日

内閣總理大臣伯爵黒田清隆

勅令第七十九號

明治廿二年六月四日

内閣總理大臣伯爵黒田清隆

御名

御璽

御璽